

達第2号

中央区役所課長等専決規程（平成24年達第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山 英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(<u>福祉課長専決事項</u>)</p> <p>第7条 <u>福祉課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による手当（特別児童扶養手当を除く。）の支給及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務に関すること</u></p> <p><u>(2)～(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> 次に掲げる事務に関すること</p> <p><u>ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の実施、同条第3項の規定による調整及び要請並びに同法第33</u></p>	<p>(<u>保健福祉課長等専決事項</u>)</p> <p>第7条 <u>保健福祉課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[新設]</p> <p><u>(1)～(6)</u> [同左]</p> <p><u>(7)</u> [同左]</p> <p>[新設]</p>

条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる事務（同法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定（同法第21条の6の規定による措置に要する費用、同法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設（同法第42条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）への入所の措置（同法第31条第5項の規定により当該措置とみなされるものを含む。）を採った場合における障害児入所施設への入所及び入所後に要する費用並びに同法第27条第2項の規定による措置（同法第31条第5項の規定により当該措置とみなされるものを含む。）を採った場合における委託及び委託後の治療等に要する費用に係るものに限る。）に関するものに限る。）

イ～オ [略]

(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること

(10)～(17) [略]

[削る]

[削る]

ア～エ [同左]

[新設]

(8)～(15) [同左]

(16) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(17) 公害健康被害の補償等に関する法律

[削る]

(昭和48年法律第111号)第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関する
こと

(18) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関する
こと。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に関係のある場所に立ち入り、調査させること

[削る]

2 子育て支援・保育担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関すること
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による手当（特別児童扶養手当を除く。）の支給及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務に関すること
- (3) 児童手当及び子ども手当の支給に関すること。ただし、職員に係るものを除く。
- (4) 次に掲げる事務に関すること
 - ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項の事務
 - イ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務
- (5) ひとり親家庭医療費及びこども医療費の助成に関すること

（保健子育て課長専決事項）

第8条 保健子育て課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関すること
- (2) 児童手当及び子ども手当の支給に関すること。ただし、職員に係るものを除く。
- (3) 次に掲げる事務に関すること
 - ア 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前条第8号アに掲げる事

[新設]

務を除く。)

イ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務

(4) ひとり親家庭医療費及び子ども医療費の助成に関すること

(5) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(6) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること

(7) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野

犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めると及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に関係のある場所に立ち入り、調査させること

第9条～第11条 [略]

(緊急時における専決)

第12条 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から第10条までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。

(課長代理等専決事項)

第13条 [略]

2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。
この場合において、前条中「第2条から第10条まで」とあるのは「第13条第1項」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第14条 [略]

第8条～第10条 [同左]

(緊急時における専決)

第11条 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から第9条までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。

(課長代理等専決事項)

第12条 [同左]

2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。
この場合において、前条中「第2条から第9条まで」とあるのは「第12条第1項」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第13条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(中央区役所総務課)